

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		と畜場施設の使用の許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市と畜場条例
条 項		第 1 5 条第 1 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜場法その他の関連法令、この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらの法令、条例又は規則に定める指示に従わないとき。 2 と畜場の業務又はと畜場内における他人の業務を妨害し、秩序をみだし、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。 3 と畜場の衛生保持上、必要な措置を怠ったとき。 4 使用料、手数料その他と畜場に関し、本市に対する納入金を納付しないとき。 5 その他市長が必要と認めたとき。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		